

令和 7 年 10 月 9 日

決算特別委員会（令和 6 年度決算）

一般会計及び特別会計歳入歳出決算
審査意見書概要説明資料

神奈川県監査委員

目 次

第1	審査の種類	1
第2	審査の対象	1
第3	審査の着眼点	2
第4	審査の実施内容	2
第5	審査の結果	2
1	決算計数の正確性について	2
2	予算管理及び決算整理の的確性について	2
3	決算の内容について	3
4	財政状況について	5

神奈川県監査委員監査基準に準拠し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 2 項の規定に基づき、令和 7 年 7 月 16 日付けで提出があった令和 6 年度神奈川県一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに関係書類について審査した結果、同決算に対する意見を合議により次のとおり決定した。

令和 7 年 9 月 10 日

神奈川県監査委員	大	竹	准	一
同	吉	川	知	恵子
同	中	家	華	江
同	柳	下		剛
同	斉	藤	た	かみ

※ 地方自治法（抄）

第 233 条 会計管理者は、毎会計年度、政令で定めるところにより、決算を調製し、出納の閉鎖後三箇月以内に、証書類その他政令で定める書類と併せて、普通地方公共団体の長に提出しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。

第 1 審査の種類

決算審査（一般会計及び特別会計歳入歳出決算）

第 2 審査の対象

令和 6 年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査の対象は次のとおりである。

一般会計

神奈川県一般会計

特別会計

神奈川県市町村自治振興事業会計

神奈川県公債管理特別会計

神奈川県公営競技収益配分金等管理会計

神奈川県地方消費税清算会計

神奈川県災害救助基金会計

神奈川県恩賜記念林業振興資金会計

神奈川県林業改善資金会計

神奈川県水源環境保全・再生事業会計

神奈川県沿岸漁業改善資金会計

神奈川県介護保険財政安定化基金会計

神奈川県母子父子寡婦福祉資金会計

神奈川県国民健康保険事業会計

地方独立行政法人神奈川県立病院機構資金会計

神奈川県中小企業資金会計

神奈川県県営住宅事業会計

第3 審査の着眼点

決算その他関係書類が法令等に適合し、かつ正確であるかなどに着眼して審査するものである。

第4 審査の実施内容

審査は、知事から提出された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに関係書類について、次の点を主眼として行った。

- ① 決算の計数は正確であるか。
- ② 予算管理及び決算整理は的確に行われているか。
- ③ 決算の内容について意見書に記載すべきことはないか。
- ④ 財政状況について意見書に記載すべきことはないか。

審査に当たっては、提出された歳入歳出決算書等とそれぞれの関係諸帳簿及び証書類とを照合し、関係職員に説明を求めるとともに、財務監査（定期監査）、例月出納検査等の結果を踏まえ慎重に行った。

第5 審査の結果

1 決算計数の正確性について

令和6年度の一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書並びに関係書類の計数は、審査した限りにおいて、次の事項を除き、正確なものと認められた。

〈一般会計歳入歳出決算書等〉

- ① 不当利得返還請求権に基づく使用許可前の期間に係る使用料相当額16,083円について、（款）諸収入（項）雑入（目）雑入（節）農林水産業費雑入とすべきところ、（款）使用料及び手数料（項）使用料（目）農林水産業使用料（節）畜産業費使用料で収入していた。

〈一般会計歳入歳出決算事項別明細書〉

- ② Web会議システムライセンスサービス利用料14件、597,366円の執行に当たり、（款）土木費（項）土木管理費（目）土木総務費などにおいて、（節）使用料及び賃借料とすべきところ、（節）役務費で執行していた。
- ③ 産業廃棄物（廃酸、廃アルカリほか）の収集運搬委託契約1件、82,500円の執行に当たり、（款）教育費（項）高等学校費（目）高等学校総務費（節）役務費とすべきところ、同目の（節）委託料で執行していた。

以上のように、予算の執行に当たり科目を誤っていたことにより、引き続き歳入歳出決算書等の金額に誤りが認められることとなった。今後はこうしたことがないよう、実効性のある再発防止策を講じるとともに、関係所属において適正な経理処理を一層徹底することが必要である。

2 予算管理及び決算整理の的確性について

令和6年度の予算管理及び決算整理については、審査した限りにおいて、関係法令等に照らし、的確に行われたものと認められた。

3 決算の内容について

令和6年度一般会計の歳入決算は、臨時財政対策債の減などにより県債収入が減少し、また、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の減などにより国庫支出金が減少したものの、地方消費税が、物価の上昇などにより増収になったことに加え、法人二税が、円安や価格転嫁の進行等に伴う企業収益の増加により増収となったことなどにより、県税収入が5年連続で増収となったことなどから、歳入額は前年度に比べて増加し2兆2,768億余円となった。一方、一般会計の歳出決算は、物価高騰に対応した県内消費喚起対策の事業費が減少したものの、税収増に伴い、市町村へ交付する税交付金が増加したことや、給与改定等により人件費が増加したこと、介護報酬や保育に係る公定価格の改定等に伴い、介護・児童関係費が増加したことなどにより、歳出額は前年度に比べて増加し2兆2,334億余円となった。

その結果、実質収支は215億余円の黒字となったものの、この実質収支215億余円から前年度の実質収支229億余円を差し引いた単年度収支はマイナス13億余円で、2年連続の赤字となった。

また、令和6年度特別会計の決算は、15特別会計の合計で、歳入総額は2兆3,124億余円、歳出総額は2兆2,948億余円となり、公債管理特別会計の歳入及び歳出が増加したことなどにより、共に前年度に比べて増加した。

決算の内容に関しては、次の意見がある。

(1) 収入未済額の縮減について

令和6年度の一般会計及び特別会計の収入未済額は次表のとおりであり、その合計は18億3,449万余円で、前年度と比較すると3,663万余円増加（0.2%）している。

これは、法人事業税に係る収入未済額が前年度と比較して1億6,455万余円増加（12.4%）したことなどによるものである。

収 入 未 済 の 状 況

大区分	小区分	令和6年度			令和5年度			前年度との比較	
		収入未済額	構成割合	収入未済額 調定額	収入未済額	構成割合	収入未済額 調定額	増減(△)額	増減(△)率
一般会計	県 税	円	%	%	円	%	%	円	%
		12,468,742,439	75.7	0.9	12,468,086,487	76.3	0.9	655,952	0.0
	個人県民税	6,871,871,808	41.7	1.7	7,076,320,693	43.3	1.9	△ 204,448,885	△ 2.9
	法人事業税	1,491,972,441	9.1	0.4	1,327,417,269	8.1	0.4	164,555,172	12.4
	そ の 他	3,991,970,098	24.3	0.5	3,881,690,067	23.7	0.5	110,280,031	2.8
	小 計	16,460,712,537	100.0	0.7	16,349,776,554	100.0	0.7	110,935,983	0.7
特別会計	母子父子寡婦福祉資金会計	606,375,719	25.5	23.7	704,736,426	28.8	29.3	△ 98,360,707	△ 14.0
	中小企業資金会計	466,881,047	19.7	23.3	565,030,701	23.1	20.1	△ 98,149,654	△ 17.4
	県営住宅事業会計	1,300,526,612	54.8	3.7	1,178,314,934	48.1	4.6	122,211,678	10.4
	家賃収入	1,261,199,488	53.1	11.9	1,138,984,186	46.5	10.8	122,215,032	10.7
	小 計	2,373,783,378	100.0	6.0	2,448,082,061	100.0	7.9	△ 74,298,683	△ 3.0
合 計		18,834,495,915	-	0.8	18,797,858,615	-	0.8	36,637,300	0.2

そして、令和6年度に10億円以上（徴収猶予額を除く。）の収入未済が発生している「節」（税にあつては「目」）は、一般会計歳入の個人県民税（「（項）県民税」「（目）個人」）及び法人事業税（「（項）事業税」「（目）法人」）並びに県営住宅事業会計歳入の「（節）家賃収入」である。

これらについて、それぞれの収入未済額の状況をみると、個人県民税については68億7,187万余円（前年度比2.9%減）となっていて、前年度に比べて減少しているものの、依然として多額に上っていることから、引き続き、その縮減に向けて着実に取り組んでいく必要がある。

一方、法人事業税の収入未済額は14億9,197万余円（同12.4%増）となっていて、3年連続で増加しているが、これは令和5年度以前に生じた滞納繰越分が解消されていないため増加したものである。この主な要因について、総務局財政部税務指導課は、法人の倒産や、修正申告等で多額の課税が発生したことにより、納付困難となったものをはじめ、滞納事案の件数の増加によるものであるとしている。

法人事業税の滞納については、課税情報等を基に速やかに納税折衝や財産調査に着手し、組織的に滞納整理を進める中で、積極的に収入化や債権確保に努めるなど、一層の税收確保に向けて着実に取り組んでいく必要がある。

また、家賃収入の収入未済額は12億6,119万余円（同10.7%増）となっているが、この主な要因について、県土整備局建築住宅部公共住宅課は、物価高騰の影響が家賃の滞納につながったものと考えられるとしている。

家賃の滞納については、滞納期間が長期になるほど、滞納金額が多額になり、家賃収納が困難になるため、滞納初期における適切な対応が重要であることから、督促状、催告書等の文書送付に併せて、電話による支払案内や料金徴収員の戸別訪問による納入指導等の対応を徹底し、収入未済額の縮減に努めていく必要がある。

(2) 国庫補助金の収入漏れについて

県の事務処理の不備により、令和6年度歳入として見込んでいた国庫補助金の令和6年度防災・安全交付金1億3,255万2,000円（令和5年度からの明許繰越分）が収入できないことが、令和7年5月30日に公表された。

発生原因については、「現在調査継続中であるが、推測される原因としては、国からの法定受託事務として県職員が行う、国庫補助金の支出手続について、県土整備局と会計局との間で、書類の受渡し手続の中で書類が紛失したことにより、国庫補助金の支出手続がなされず、県の収入漏れが発生した、ということが考えられる」としている。また、当面の再発防止策については、「書類の受渡し手続におけるチェック体制を強化するため、書類の受渡簿を整備し、受付書類の管理を徹底することや、国の事務処理期限までに収入漏れがないかをチェックすること」としている。

会計年度経過後に、県の事務処理の不備が判明し、令和6年度歳入として見込んでいた国庫補助金が収入できなかったことは、大変遺憾な事態であり、今後はいくつかのことがないよう、速やかに原因を特定するとともに、実効性のある再発防止策を講じ、関係局間で一貫した事務処理を徹底することが必要である。特に、現状では、書類の手渡しによる手続が前提となっていることから、この点について、職員が確実に事務処理を実施できるよう、ICTを活用した進捗管理の導入等を積極的に検討する必要がある。

(3) 適正な経理処理の確保について

監査や決算審査において、支払期限までに支払を行っていなかった事案や、支出命令額の誤り、財産事務における許可漏れや誤りを繰り返し指摘している。これらは、各所属において進行管理や確認を確実に行っていけば防止できたものであり、発生が減らない状況は非常に憂慮される事態であることから、改めて各所属においては、根拠法令等の再確認を行うとともに、事務処理体制の点検を行い、未然防止策の徹底を図る必要がある。

また、令和6年度中に行った会計管理者等の現金の出納事務を対象とした例月出納検査において、実際の保管現金残高と公金の受払額を集計した金融機関データに差額が生じていた。そのため是正を繰り返し求めたものの、所属内において情報が正確に共有されなかったことを主因として対応が遅れ、是正が完了するまでに約6か月も要したという事案が生じた。こうした事案は、報告・連絡・相談による情報共有を確実に行っていけば防止できたものであり、改めて各所属においては、風通しが良く、かつ、緊張感のある職場づくりに努めるとともに、業務の進捗状況や課題の共有を徹底する必要がある。

なお、地方自治法の改正により内部統制制度が導入されて5年が経過したが、上記のような状況を改善するためには、改めて職員一人ひとりがそれぞれの所属におけるリスクを認識し直すとともに、内部統制の実効性を高めることで、適正な経理処理を確保する必要がある。

4 財政状況について

本県の令和6年度の財政状況は、地方消費税や法人二税の増収により県税収入が1,045億余円の増収となったことなどから、結果的に4年連続して、減収補填債の発行等を行うことなく、当該年度の歳入で歳出を賄うことができるものとなった。

そして、急速な高齢化等に伴う介護・医療・児童関係費の増加に加え、神奈川県水防災戦略に基づく対応や教育施設整備の推進等に多額の費用が生じているものの、県では、地方交付税の後年度精算の対応として、国による収入見込以上の本県の県税収入等の増により過大に算定された地方交付税530億円を基金に積み立てることにより、後年度負担の財源を確保するとともに、新型コロナウイルス感染症対策のため、令和3年度末には618億余円にまで残高が減少していた財政調整基金について、令和4年度に42億余円、令和5年度に47億余円、令和6年度に98億余円をそれぞれ積み立てたことにより、令和6年度末の残高は796億余円にまで回復しており、県が積み立ての目安としている724億円を上回ることになった。

一方、政府は、令和7年8月の月例経済報告において、景気は緩やかに回復しているものの、先行きについては、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクには留意が必要となっており、加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、景気を下押しするリスクとなっている、としている。また、県内においては、日産自動車株式会社の追浜工場における車両生産の終了等による地域経済や雇用への影響も懸念されている。さらに、令和6年2月に県が策定した「中長期の財政見通し」によれば、一般会計では、県税、地方譲与税や地方交付税、臨時財政対策債等の増加により歳入が増加するものの、これを上回るペースで介護・医療・児童関係費や投資的経費等の歳出が増加することから、財源不足額は拡大するとされており、令和6年度から令和10年度までの5年間で計2,300億円の財源不足が見込まれるほか、令和17年度には財源不足額が単年度で900億円にまで拡大すると見込んでいる。そうした中、令和7年度当初予算編成においては、財源不足額が750億円となり、税収増等による令和6年度からの財源活用や事業費の精査等に加え、財政調整基金を100億円取り崩して収支を均衡させ

ることとなった。

以上のような状況を踏まえ、今後の財政運営に当たっては、様々な状況の変化に的確に対応できるよう、県内経済・産業の活性化により税収基盤の強化を図るほか、国庫支出金の積極的な活用、当面活用が見込まれない県有財産や資金の有効活用等により財源を確保するとともに、経済性、効率性、有効性等の観点からの既存施策・事業の抜本的な見直しなどによる歳出の適正化にこれまで以上に取り組んでいく必要がある。

そして、将来にわたり、本県財政を安定的に運営していくためには、地方交付税をはじめとする財源の確保に努めることはもとより、中長期的には、地方分権改革の理念に沿って、国から地方への権限移譲等を進め、国と地方の適正な役割分担に応じた地方税財源の充実強化を一層図るとともに、行政サービスの地域間格差を是正するため、地方自治体間の税収偏在の是正を図ることが必要であることから、県は、これらの実現に向けて、引き続き、粘り強く国等に働きかけていくことが重要である。

上記のほか、財政状況については、個別に次の意見がある。

(1) 県債の発行及び管理

一般会計における県債の令和6年度新規発行額は、県税収入の増加等に伴い臨時財政対策債が減少したことなどにより、前年度から456億余円減少して810億余円となっており、その約3割を占める臨時財政対策債は、前年度から351億余円減少して237億余円（令和6年度当初予算額300億円）となっている。

平成2年度以降増加してきた県債残高は、平成27年度から減少に転じ、令和3年度末には増加したものの、3年連続で減少しており、令和6年度末は、令和5年度末から2,055億余円減少し2兆8,256億余円（満期一括償還に係る積立額控除後）となっている。また、臨時財政対策債の残高は3年連続で減少しているが、県債残高に占める臨時財政対策債の割合は依然として5割を超えている。

県債残高については、「中長期の財政見通し」において、必要な投資を抑制することなく県債を適切に管理する観点から、「県債残高を3兆円未満で管理する」とする新たな県債管理方針を定めている。このような中、令和7年度末の県債残高は、令和7年度の臨時財政対策債の新規発行予定額が制度創設以来、初めてゼロとなったことなどにより、県債管理方針の基準である3兆円を大きく下回り、2兆6,700億円となる見込みとしている。

県では、世代間の負担の公平性に配慮しながら、より効果的に県債を活用していく必要があるとしているが、県債の活用に当たっては、日本銀行の政策金利の引上げに伴う県債の発行利率の上昇に対し発行利率を抑える工夫をするとともに、社会経済情勢の変化等も踏まえて、財政の健全性を確保しつつ取り組んでいくことが重要である。

地方交付税の代替措置とされている臨時財政対策債については、上記のとおり、令和7年度の新規発行予定額が初めてゼロとなったが、引き続き本来の姿である地方交付税により地方の財源不足を解消するよう、国に強く働きかけていくことが重要である。

(2) 財政における地方公会計の活用

地方公会計に基づく令和5年度決算財務書類が、地方公会計の概要、財務書類の計数の説明等を記載した概要資料と合わせて、令和6年12月に公表された。

この地方公会計の導入により、人件費を含めた事務コストや、資産や負債のストック情報、減価償却費、退職手当引当金繰入額等、従来の単式簿記による決算制度では見えにくかったコストが明らかになり、事業ごとのフルコストの財務情報を把握することができるようになった。

そして、会計局会計課（以下「会計課」という。）及び総務局財産経営部財産経営課（以下「財産経営課」といい、会計課と合わせて「主管課」という。）における地方公会計の活用促進に向けた令和6年度の実施状況をみると、会計課においては、県立高等学校に特別支援学校と警察署を加えて、仕訳帳を分析して各所属間の光熱水費の差異を可視化し、費用が高額又は対前年度比で減少となっている所属について原因や取組事例を調査した上で、教育局及び警察本部へ予算の執行改善に向けた提案を行った。また、財産経営課においては、固定資産台帳の分析による高等学校の事業用工作物の耐用年数に対する稼働年数の比率を可視化した資料を教育局に新たに提供した。

しかしながら、これまでのところ予算執行額の節減等、行政運営への活用に係る具体的な成果は確認できていない。

今後、人口減少・少子高齢化がより一層進展していく中で、限られた財源を効率的・効果的に使用するため、地方公会計における財務情報を適切に活用し、財政のマネジメント強化を図っていくことが重要であることから、主管課においては、総務省の動向や他の地方公共団体の取組事例等にも留意しつつ、地方公会計の活用促進に向けて積極的に取り組んでいくとともに、各所属に対して必要な支援を行っていく必要がある。また、各所属においても、主管課による支援を積極的に取り入れ、地方公会計の活用に向けて主体的に取り組んでいく必要がある。